

栃木県警察表彰規程

昭和61年6月25日
栃木県警察本部訓令第10号

目次

| | |
|-----|----------------------|
| 第一章 | 総則(第一条) |
| 第二章 | 表彰の種類等 |
| 第一節 | 警察本部長表彰(第二条—第四条) |
| 第二節 | 部長表彰及び所属長表彰(第五条—第六条) |
| 第三節 | 連名表彰(第七条) |
| 第四節 | 副賞(第八条) |
| 第三章 | 表彰の上申(第九条) |
| 第四章 | 表彰の審査(第十条・第十一条) |
| 第五章 | 雑則(第十二条) |
| | 附則 |

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この訓令は、警察表彰規則(昭和二十九年国家公安委員会規則第十四号)に定めるもののほか、栃木県警察における表彰について、必要な事項を定めるものとする。

第二章 表彰の種類等

第一節 警察本部長表彰

(本部長表彰)

第二条 警察本部長(以下「本部長」という。)の行う表彰は、次のとおりとする。

- 一 警察功績章
- 二 賞詞
- 三 賞状
- 四 賞誉
- 五 精勤賞
- 六 賞
- 七 感謝状

- 2 警察功績章は、警察職員(以下「職員」という。)として多年にわたり勤続し、その間の勤務成績が優秀で、特に顕著な功労があると認められる者に対して退職時に授与する。
- 3 賞詞は、次の各号のいずれかに該当する職員に対して授与する。
 - 一 犯罪の予防、鎮圧若しくは捜査、被疑者の逮捕、交通事故の防止、交通安全活動人命救助又は災害若しくは変時における警戒防護若しくは救護について(以下「犯罪の検挙等」という。)多大の功労があると認められる者
 - 二 二十年及び三十年勤続した者
 - 三 退職者のうち多年にわたり勤続し、多大な功労があると認められる者
 - 四 多年にわたり職務に精励し、勤務成績が優秀で他の模範と認められる者
 - 五 警察上重要な発見、発明、改善又は研究に多大な功労があると認められる者
 - 六 警察上重要事務処理に多大な功労があると認められる者
 - 七 警察の信頼を高める上で多大な功労があると認められる者
 - 八 その他表彰することが適当と認められる者
- 4 賞状は、次の各号のいずれかに該当する警察本部各部各課(隊所を含む。)、警察学校、警察署及び捜査本部その他の組織(以下「部署」という。)に対して授与する。
 - 一 犯罪の検挙等について顕著な功労があると認められるとき。
 - 二 警察上重要な発見、発明、改善又は研究に顕著な功労があると認められるとき。
 - 三 警察上重要な事務処理に顕著な功労があると認められるとき。
 - 四 警察の信頼を高める上で顕著な功労があると認められるとき。
 - 五 その他表彰することが適当と認められるとき。
- 5 賞誉は、賞詞を授与すべき場合に次いで功労があると認められる者、多年にわたり勤務成績が優良な者若しくは術科功労、研修成績が優良な者又はその業績が賞状を授与すべき場合に次いで業績のあつた部署に対して授与する。
- 6 精勤賞は、本県職員として満五年以上勤続した者に対して授与する。
- 7 賞は、警察本部が主催する各種競技会等において、優秀な成績をおさめた職員又は部署に対して授与する。
- 8 感謝状は、次の各号のいずれかについて功労があると認められる本県警察以外の警察の部署若しくは職員又は警察部外の者若しくは団体に対して

授与する。

- 一 犯罪の検挙等
- 二 その他警察又は職員に対する協力

(死亡又は退職時における表彰)

第三条 表彰を受けるべき者が、表彰前に死亡又は退職したときは、生前又は退職の日にさかのぼって表彰することができる。

(表彰の制限)

第四条 表彰を受けるべき者が、次の各号に該当するときは、表彰を行わないことができる。

- 一 表彰の日の前日からさかのぼって一年以内に懲役処分を受けた者
- 二 その他表彰を受けるのにふさわしくない行為のある者

第二節 部長表彰及び所属長表彰

(部長表彰)

第五条 部長の行う表彰は、次のとおりとする。

- 一 賞
 - 二 感謝状
- 2 賞は、授与者の所管する事務に関し、賞詞、賞状、賞誉を授与すべき場合に次いで功労があると認められる警察職員又は部署に対して授与する。
- 3 感謝状は、次の各号のいずれかについて功労があると認められる本県警察以外の警察の部署若しくは職員又は警察部外の者若しくは団体に対して授与する。
- 一 犯罪の検挙等
 - 二 その他警察又は職員に対する協力

(所属長表彰)

第五条の二 所属長の行う表彰は、次のとおりとする。

- 一 褒賞
 - 二 感謝状
- 2 褒賞は、功労があると認められる所属職員に対して授与する。ただし、警察署長は、所属以外の職員に対しても授与することができる。
- 3 感謝状は、功労があると認められる本県警察以外の警察の部署若しくは職員又は警察部外の者若しくは団体に対して授与する。

(準用規定)

第六条 第三条及び第四条の規定は、部長表彰及び所属長表彰について準用する。

第三節 連名表彰

(連名表彰)

第七条 本部長、部長及び所属長は、警察の関係する機関又は団体の長と連名で表彰を行うことができる。

第四節 副賞

(副賞)

第八条 表彰には、賞金その他の副賞を付与することができる。

第三章 表彰の上申

(表彰の上申)

第九条 警務部警務課長(以下「警務課長」という。)は、第二条第二項に該当すると認められる職員があるときは、書面をもつて本部長に表彰の上申をするものとする。

2 所属長は、第二条第三項から第八項までに該当すると認められる事案があるときは本部長に、第五条第一項に該当すると認められる事案があるときは当該部長に、それぞれ書面により表彰の上申をするものとする。

第四章 表彰の審査

(表彰審査委員会)

第十条 警察本部に栃木県警察表彰審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもつて構成し、委員長には本部長を、副委員長には警務部長を、委員には各部長(警務部長を除く。)、警察学校長、警務課長、警務部監察課長(以下「監察課長」という。)及び監察官をもつて充てる。

3 委員長は、特に必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

4 委員会の事務は、警務部監察課において処理する。

(審査)

第十一条 委員会は、本部長が必要と認める表彰事案について審査するものとする。

2 監察課長は、委員会の審査に付さない場合には、その事案を主管する部長及び所属長と協議の上、表彰の適否を本部長に報告するものとする。

第五章 雑則

(補則)

第十二条 この訓令に定めるもののほか、この訓令の実施に関し必要な事項は別

に定める。

附則

1 この訓令は、昭和六十一年七月一日から施行する

2 栃木県警察表彰取扱規程(昭和三十七年栃木県警察本部訓令第一号)は廃止する。

附則（平一二、一一、二〇栃木県警察本部訓令乙第二二号）

この訓令は、平成十二年十二月一日から施行する。

附則（平一三、六、二〇栃木県警察本部訓令乙第二〇号）

この訓令は、公布の日から施行する。